

令和8年度

教育行政方針

安中市教育委員会

令和8年度 安中市の教育行政方針

基本理念

第3次安中市総合計画【計画期間：令和6年度から令和13年度までの8か年】では、**住んで良かった 豊かで魅力ある元気な 新しいあんなか～さらに、光り輝くまちへ～**を『まちの将来像』として掲げています。

これまで本市が進めてきたまちづくりの経験・実績を踏まえるとともに、まちの「魅力」や市民の「生活力」と「幸福度」を向上し、少子化対策、人口の減少抑制策につなげます。

まちの将来像を実現するために、第3次安中市総合計画では、7つのまちづくりの「基本目標」を定めています。

その中で【教育、文化、都市間・国際交流、市民参加など】における「基本目標」として、～ **自分らしく 心豊かに暮らせるまち** ～を掲げています。この基本目標に基づき、誰もが生涯にわたり自由に学習できる機会の充実を図るとともに、生きる力と自己を表現する力を持った子どもたちを育てる教育を推進します。

基本方針

安中市教育委員会では、この第3次安中市総合計画で掲げられている基本目標のうち「自分らしく 心豊かに暮らせるまち」の着実な実現に向けて、当該計画の中に示されている3つの基本施策と、本市の教育分野の基本目標、重点施策の方向性を定めた安中市教育大綱【計画期間：令和6年度から令和9年度までの4か年】に基づき具体的な取り組みを円滑に進め、SDGsの視点も意識しながら、めざすべき目標に向かって教育行政を推進してまいります。

なお、事業実施にあたりましては、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を図り、各種施策に取り組んでまいります。

- 1 芸術・文化の振興
- 2 小・中学校教育の充実
- 3 生涯学習・社会教育の充実、人権啓発の推進

基本目標 1 芸術・文化の振興

1 芸術文化の振興

(1) 市民ニーズを踏まえた魅力的な催し物の企画に努めます。

- ◇ 芸術文化活動の促進と芸術文化の継承、発展に向けて、地域の芸術文化の振興に関する条例の制定に取り組んでまいります。
- ◇ 市内の各芸術文化団体と連携を深め、舞台発表や作品展示など学習成果を発表する機会の充実に努めてまいります。
- ◇ 地域の特色と住民の学習要求に対応した事業の展開を通して、地域力を育むことができるよう支援してまいります。
- ◇ 次代を担う子どもたちが、郷土への関心や愛着を育めるよう、芸術文化活動に親しむ場や機会を提供してまいります。

(2) 施設や設備を適正に維持管理するため、計画的かつ効率的な施設の運営に努めます。

- ◇ 公共施設等総合整備計画に基づいた長寿命化を図り、市民が安全かつ快適に芸術文化活動に親しめるよう、施設や設備の計画的な整備に努めてまいります。
- ◇ 施設や設備の有効かつ効果的な活用を図るため、適切な施設の管理運営に努めてまいります。

基本目標 2 小・中学校教育の充実

1 学校教育の充実

(1) 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業づくりや学びの基盤としての ICT の有効活用を図り、魅力ある教育活動を推進します。

- ◇ 児童生徒が、将来、実社会・実生活の課題を探究し、自己の生き方をよりよいものにできるように、児童生徒が課題を自分ごととして捉え「自己決定」「対話・交流」「試行錯誤」を行う「児童生徒が主役となる」授業づくりや探究的な学習の充実を図ってまいります。
- ◇ 再整備したタブレット端末を有効活用することで学びの基盤となる資質能力を育成するとともに、児童生徒の主体的な学びを促す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実をさらに進めてまいります。
- ◇ A L T を積極的に活用することで児童生徒が生きた英語に触れる機会を増やし、言語活動を充実させる授業づくりや国際交流事業の実施等による国際理解教育のさらなる充実を図ってまいります。

(2) 学校運営協議会を活用し、学校が保護者や地域と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む教育を推進します。

- ◇ 学校運営協議会において学校・家庭・地域が互いの考えや思いを共有し、目標やビジョンについて合意形成を図るとともに、その実現に向けて連携・協働してまいります。
- ◇ 「ふるさとを愛し、希望に満ちた“安中っ子”」を育成するため、モデル校に配置した地域学校協働活動推進員や公民館長、生涯学習指導員と連携して地域の人的・物的資源の活用を図り、各校の特色を生かした「ふるさと安中みらい学」を推進することで、地域とともにある特色ある学校づくりを進めてまいります。
- ◇ 学校評価を通じて、学校・家庭・地域の現状や成果・課題を明確にすることで、さらなる連携・協働に向けた意識の醸成に努めてまいります。

(3) 特別支援教育の充実や不登校、虐待、ヤングケアラー等、学校における諸課題への組織的な対応に努め、一人一人に応じたきめ細かな教育の充実に努めます。

- ◇ 生徒指導推進支援員、特別支援学級助手等の配置により、学校内のきめ細かな支援体制を構築するとともに、療育と教育における関係部署との連携を強化し、児童生徒の多様性を尊重したインクルーシブ教育を推進してまいります。

◇ 心理や福祉等の専門家を含めた学校内でのチーム支援や教育支援センター「せせらぎの家」等との連携を計画的に進めることで、不登校児童生徒の学びの機会を確保するとともに、社会的自立に向けた支援の充実に努めてまいります。

(4) 休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を含めた部活動改革に向けて、関係団体等と連携しながら検討を進めます。

◇ 安中市部活動地域移行推進計画に則り、部活動の地域連携・地域移行に関する検討会等を通じて、学校や関係各課、競技団体等と合意形成や連携を図り、今後の部活動改革を進めてまいります。

◇ 部活動指導員や外部指導者を活用した学校間での合同練習会等を計画的に実施することで、部活動の地域連携の推進や教員の負担軽減を図ってまいります。

2 教育環境の整備

(1) 老朽化が進む学校施設の大規模改造など、計画的かつ適正な維持管理を推進し、快適で安全な教育環境づくりに努めます。

◇ 学校施設の大規模改造につきましては、長寿命化を図るため、公共施設等総合整備計画に基づき準備を進めてまいります。

◇ 学校施設・設備につきましては、安全安心かつ快適な学習環境を最優先とし、日々の学校運営に支障を来さないよう、体育館へのエアコン設置等を含め適切に整備を進めてまいります。

◇ 自校調理方式学校給食施設につきましては、国の学校給食衛生管理基準を満たすようウエットシステムの調理場をドライ運用するなど、食の安全確保に努めてまいります。

(2) 松井田学校給食センターからの食物アレルギー対応食の提供について、対応レベルの検討及び施設改修等を推進します。

◇ 食物アレルギーの対応レベルにつきましては、安全確保を最優先に対応が困難なケースを除き代替食対応「レベル4」で提供してまいります。

◇ 施設改修につきましては、より安全にアレルギー対応食を提供できるよう推進してまいります。

基本目標3 生涯学習・社会教育の充実、人権啓発の推進

1 市民と社会のニーズに即した魅力的な学びの提供

(1) 学習内容の充実と参加者の拡大や、学習成果の発表・活用機会のさらなる充実を図ります。

◇ 市民と社会のニーズに即した各種講座を開催し、市民の自己啓発や自己実現、人と人とのつながりの深化を図ってまいります。

◇ 市民の学習意欲の向上と交流の促進を目指し、学習成果の発表や活用機会の充実を図ってまいります。

◇ 青少年健全育成に向けて、関係団体と連携して啓発や研修に取り組むとともにパトロール活動の充実を図ってまいります。

また、青少年に関する相談については、関係機関と連携・協力をしながら相談窓口機能の強化を図ってまいります。

(2) 市民ニーズに即した、図書館機能の拡充を図ります。

◇ 市民の情報拠点として、また生涯学習活動を支援する場としての図書館機能の充実を図るため、図書館内の配架を工夫し、資料の拡充を図るとともに県立及び県内公立図書館との相互貸借、インターネットによる資料情報の提供等利用促進に努めてまいります。

◇ 2館の協力と連携を図るとともに、広報活動の展開によりサービスの充実に努めてまいります。

また、インターネットによる貸し出し予約や資料検索を推進し、利便性の向上とセキュリティの強化を図り、電子図書館システムの調査研究を検討してまいります。

2 学びの体制づくり

(1) 社会教育関係団体と人材を育成します。

◇ 社会教育団体の主体性、継続性を促進し活動を支援するとともに、指導者養成講座に関する情報の提供及び参加を推進してまいります。

また、社会のニーズに対応する活動を行う団体の育成、団体間の交流や連携強化の推進による人のつながりの拡充を図ってまいります。

◇ 地域と学校との連絡調整等を行う地域学校協働活動推進員をモデル校に配置し、その有効性を検証するとともに、学校とともにある地域づくりに向けて、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を円滑に進める体制の構築に向けて取り組んでまいります。

(2) 施設や設備を適正に維持管理し、計画的かつ効率的な施設の運営に努めます。

◇ 生涯学習施設は老朽化しているため、公共施設等総合整備計画に基づいた長寿命化を図り適切な管理と運営に努めてまいります。

3 あらゆる機会を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 社会経済情勢の変化に伴って複雑・多様化する人権課題に対し、人権教育を計画的に推進します。

◇ 生涯学習の基盤として人権教育を位置づけ、人権について正しい認識を醸成し、さまざまな人権課題への理解を深め、解決するために人権教育を計画的に推進してまいります。

また、人権啓発につきましては、関係機関と連携し、講演会、研修会を開催してまいります。

◇ インターネットによる人権侵害等社会情勢の変化により、人権課題が複雑・多様化している状況を踏まえ、継続的な人権教育・啓発を推進してまいります。

また、あらゆる機会、場を通して子どもから大人まですべての市民への人権啓発を推進してまいります。